

消防予第61号
平成8年4月5日

各都道府県消防主管部長 殿

消防庁予防課長

消防用設備等点検済表示制度について

消防用設備等に係る点検済表示制度（以下「点検済表示制度」という。）については、財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）の定める「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」（以下「普及要綱」という。）により運用されてきたところである。

今般、安全センターにおいては、点検済表示制度の統一的な実施等を図ることを目的として、普及要綱の一部を改正し、別添のとおり「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」としたところである。

については、下記事項に留意のうえ、本制度の適正な運用について格段の配慮をされるとともに、貴管下市町村に対しても、よろしくその周知を図られたい。

記

- 1 防火対象物の関係者、点検実施者等に対し、消防設備士講習、消防設備点検資格者講習、防火管理者講習等の機会をとらえ、消防用設備等の適正な維持管理の徹底と併せて、点検済表示制度の適正な運用について周知を図ること。
- 2 点検済表示制度が活用される場合において、消防法に基づく消防用設備等の点検が適正に実施されていると認められるときは、次のような取扱いを行うことができるものであること。

ア 防火対象物の関係者からの消防用設備等の点検結果報告の事務手続の簡素化を行うこと。具体的には、消防用設備等点検結果報告書に添付することとされている個々の消防用設備等の点検票に代えて、点検結果を記載した消防用設備等点検結果総括表（消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（昭和54年消防庁告示第3号。以下「告示」という。）別記様式第2）及び消防用設備等点検者一覧表（告示別記様式第3）の添付で足りるものとする。

イ 防火対象物に対する立入検査時における消防用設備等に係る基準との適合の確認については、個々の消防用設備等の点検済表示の確認をもって代える等の簡素化を行うこと。

なお、必要に応じて維持台帳及び点検票による確認を行うこと。

- 3 点検済表示制度の活用以外の方法で消防法に基づき適正な点検が実施されていると認められる防火対象物にあっても、2アに掲げる扱いを行うこととして差し支えないものであること。
- 4 この通知により、「消防用設備等点検済表示制度について」（平成3年4月12日付け消防予第72号消防庁予防課長通知）については廃止するものであること。

（別添略）

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、消防用設備等に係る点検済表示制度につきましては、財団法人日本消防設備安全センターの定める「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」により運用されてきたところですが、この度同要綱の一部が改正され、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」とされたところであり、本職からも平成8年4月5日付け消防予第61号をもって各都道府県消防主管部長あて通知したところであります。

つきましては、消防用設備等の適正な維持管理を確保するため、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」に基づく点検済表示制度の適正な適用について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします（別紙参照）。

また、財団法人日本消防設備安全センターから、別途消防用設備等に係る点検済表示制度の推進上の留意事項を含め、点検済表示制度の全国統一的な運用を目的とした指導、助言が行われますので、御留意いただくよう併せてお願いいたします。

なお、点検済表示制度が活用される場合において消防法に基づく消防用設備等の点検が適正に実施されていると認められるときは、防火対象物の関係者からの消防用設備等の点検結果報告の事務手続の簡素化等を行うよう各消防機関に対して第61号通知をもって示達済みであり、また、貴協会が設置される「消防設備等点検済表示管理委員会」に関係消防機関が積極的に参画するよう別途指導する予定であることを念のため申し添えます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成8年4月12日

消防庁予防課長

各都道府県消防設備保守協会 理事長（会長） 殿

（別紙略）